

## エストニア

### 意匠規則

1998年1月8日経済大臣規則第1号

1998年2月1日施行

#### 目次

- 第1部 意匠登録に係る出願書類の方式要件及び実体要件
  - 規則1 意匠登録に係る出願書類
  - 規則2 書類の部数
  - 規則3 意匠登録を求める願書
    - 3.1. 一般要件
    - 3.2. 意匠の名称
    - 3.3. 出願人に関する情報
    - 3.4. 出願人の代理人に関する情報
    - 3.5. 通信データ
    - 3.6. 創作者に関する情報
    - 3.7. 意匠登録を出願する権利の取得に関する情報
    - 3.8. 優先権の主張
    - 3.9. 意匠登録出願手続の中止の請求
    - 3.10. 国の手数料に関する情報
    - 3.11. 付属書に関する情報
    - 3.12. 署名
  - 規則4 表示
  - 規則5 国の手数料
  - 規則6 委任状
  - 規則7 優先権の主張を証明する書類
  - 規則8 言語要件
  - 規則9 登録出願書類の記入に係る要件
    - 9.1. 表示の記入に係る要件
    - 9.2. 文章による書類の記入に係る一般要件(意匠の明細書が提出される場合)
    - 9.3. 用語及び記号
    - 9.4. 許容されない表現
- 第2部 意匠登録出願
  - 規則10 登録出願
  - 規則11 国の手数料の納付を証明する書類の提出
  - 規則12 委任状の提出
  - 規則13 優先権の主張を証明する書類の提出
  - 規則14 不備がある登録出願

## 第1部 意匠登録に係る出願書類の方式要件及び実体要件

### 規則1 意匠登録に係る出願書類

1.1. 工業意匠(以下「意匠」という。), 類似意匠又は組の意匠の登録に係る出願(以下「登録出願」という。)は, 次に掲げる書類から構成される。

- 1) 意匠登録を求める願書
- 2) 意匠の表示
- 3) 国の手数料を納付したことを証明する書類
- 4) 特許代理人を介して出願する場合又は複数の出願人が共通の代表者を有する場合は, 委任状
- 5) 優先権を主張する場合は, 優先権の主張を証明する書類

1.2. 登録出願には, 意匠を説明する明細書を添付することができる。

### 規則2 書類の部数

意匠登録に係る願書及び意匠, 類似意匠又は組の意匠の表示については, 原本3部を提出する。他の書類については, 1部提出する。

### 規則3 意匠登録を求める願書

#### 3.1. 一般要件

3.1.1. 意匠登録を求める願書には, 法第21条に定める情報を記載するものとする。願書の方式については, 本規則の付属書(Annex)に規定する。

3.1.2. 意匠登録を求める願書のデータ欄中に記載しきれない情報は, 3.12に基づいて意匠登録願書に署名するのと同じ者により署名された追加の用紙に記載することができる。

#### 3.2. 意匠の名称

3.2.1. 意匠の名称は, データ欄1に記載する。名称には, 意匠の国際分類にある商品一覧の用語を用いることが望ましい。

3.2.2. 名称は, 単数形で記載するものとする。ただし, 当該用語に単数形がない場合(たとえば, 「spectacles」(眼鏡), 「scissors」(はさみ)等)はこの限りでない。

3.2.3. 名称は短縮してはならず, また, 略語を用いてはならない。

3.2.4. 意匠の国際分類を設けるロカルノ協定(RT II 1996, 23, 87)のクラス及びサブクラスで当該意匠が属するものの番号も, データ欄1に表示することができる。

#### 3.3. 出願人に関する情報

3.3.1. 出願人に関する情報は, 意匠登録を求める願書のデータ欄2に記載する。

3.3.2. 意匠登録を求める願書においては, 出願人が自然人又は法人の何れであるかが明白でなければならない。

3.3.3. 自然人に関する情報は, その者の姓名及び居所の宛先から構成される。電話番号及び/又はファックス番号も含めることが望ましい。自然人の名称から当該名称のどの部分が名でどの部分が姓であるかが明らかでない場合は, 姓に下線を付すか又は姓を大文字にするも

のとする。

3.3.4. 法人に関する情報は、当該法人の完全名称又は略称であって商業登録簿又は当該法人の本国法に基づく他の公式登録簿に記録されているもの及び当該法人の所在地の完全な宛先から構成される。法人の所在地とは、その取締役会又はその代替機関が所在する場所をいう。

3.3.5. 出願人が複数の場合は、すべての出願人に関する情報を提出しなければならない。

3.3.6. 出願人の居所又は所在地がエストニア国外にある場合は、当該国の名称又は国の識別のための世界知的財産機関(以下「WIPO」という。)の Standard ST. 3 に基づく 2 文字の記号をその宛先の中で示すものとする。

3.3.7. 出願人が連邦国家の者である場合は、宛先において国名に加えて連邦国家名を表示するものとする。都市その他の区域(settlement)の名称は、下線又はその他の方法により示すものとする。

3.3.8. 出願人は、出願人に関する情報の出願手続中における変更について特許庁に通知しなければならない。この通知がない場合は、特許庁が承知している情報を手続において用いるものとする。

### 3.4. 出願人の代理人に関する情報

3.4.1. データ欄 3 は、登録出願若しくは特許庁における手続の際に、出願人が特許代理人により代理されている場合及び複数の出願人が共通の代表者により代理されている場合にのみ、記入されるものとする。

3.4.2. 共通の代表者の場合、データ欄には、自然人又は法人の名称のみを記入する。共通の代表者の名称は、出願人の名称としてデータ欄 2 に記録された共通の代表者の名称と同一でなければならない。

3.4.3. 特許代理人に関する情報は、同人の名及び姓から成る。郵便宛先、エストニア特許代理人国家登録簿に記された当該特許代理人の登録番号並びに電話番号及び / 又はファックス番号も含めることが望ましい。電話番号及び / 又はファックス番号がない場合は、その旨を注記するものとする。

3.4.4. データ欄に共通の代表者及び特許代理人双方の名称が記載されている場合は、特許代理人が出願人の代理人であるとみなされる。

### 3.5. 通信データ

3.5.1. データ欄 4 は、出願人により又は出願人が複数の場合は共通の代表者により登録出願が行われ、かつ、登録に関する手続が取られた場合に記入するものとする。特許代理人に関する情報がデータ欄 3 に表示されているが、当該特許代理人の特許庁からの書面による通信を受領する権限又は口頭により情報を交換する権限を授与されていない場合は、出願人又は共通の代表者に関する情報も当該データ欄に表示するものとする。

3.5.2. 出願人が自然人である場合又は出願人が複数であるときに共通の代表者が自然人である場合は、その者の名称及び郵便宛先をデータ欄 4 に表示する。

3.5.3. 出願人が法人である場合又は出願人が複数であるときに共通の代表者が法人である場合は、当該法人の名称及び郵便宛先をデータ欄 4 に表示する。電話番号及び / 又はファックス番号も表示することが望ましい。

3.5.4. データ欄 4 が記入されない場合又は不正確な情報若しくは誤りを含む場合は、特許庁

は、データ欄 3 に表示された共通の代表者又はこれがないときはデータ欄 2 に表示された出願人に連絡する。出願人が複数であるときに共通の代表者が表示されていない場合は、データ欄 2 に最初に表示されている出願人に対し当該出願人の居所又は所在地の宛先で連絡するものとする。出願人の中に居所又は所在地がエストニア共和国にある者と居所又は所在地が外国にある者とがある場合は、居所又は所在地がエストニア共和国にある者であってデータ欄 2 に最初に表示されているものに連絡する。

### 3.6. 創作者に関する情報

3.6.1. 創作者の姓名及び居所の宛先をデータ欄 5 に表示する。

3.6.2. 創作者が複数である場合は、すべての創作者について前 3.6.1. にいう情報をデータ欄 5 に表示する。

3.6.3. 創作者が出願人でもある場合は、当該データ欄には、創作者の名及び姓又は「taotleja」[出願人]の語のみを記入すればよい。この場合、宛先は必要としない。

3.6.4. 創作者としての自己の名称及び / 又は自己の居所の宛先を開示することを希望しない創作者は、データ欄 6 に記入するものとする。

### 3.7. 意匠登録を出願する権利の取得に関する情報

データ欄 7 において該当する四角に印を付すことにより、法第 14 条に基づいて登録を出願して意匠所有者となる法的根拠を表示するものとする。

### 3.8. 優先権の主張

3.8.1. データ欄 8 に記入することにより、優先権が主張されているものとみなされる。当該データ欄は、優先権を立証するために法第 11 条に規定する機会を利用することを出願人が希望する場合に記入するものとする。

3.8.2. 法第 11 条(2)に基づき、産業財産の保護に関するパリ条約の当事国において行われた最初の登録出願又は産業財産の保護に関するパリ条約の当事国でない国において行われた最初の登録出願を基礎として優先権が主張される場合は、当該最初の出願の出願日、当該出願の番号及び国名又は WIPO の Standard ST. 3 に基づく国の識別のための 2 文字の記号を当該データ欄に表示するものとする。

3.8.3. 出願人が特許庁への登録出願の出願日において最初の登録出願の番号を知らない場合は、出願人は、優先権の主張に係る最初の出願の日付及び国名のみを表示するものとする。

3.8.4. 法第 11 条(3)に基づき、最初の登録出願の後に同一の意匠の登録について行われた出願を基礎として優先権が主張される場合は、最初の出願の後に行われた登録出願の番号及び日付を当該データ欄に表示するものとする。

### 3.9. 意匠登録出願手続の中止の請求

データ欄 9 は、出願人が登録出願手続を中止することを希望する場合に記入する。

### 3.10. 国の手数料に関する情報

納付した国の手数料の額及び納付した方法並びに国の手数料の納付を証明する書類の番号及び日付をデータ欄 10 に表示する。

### 3.11. 付属書に関する情報

データ欄 11 においては、登録出願に含めた書類に基づいて、該当する四角に印を付す。各書類のページ及び原本の数も表示するものとする。記載されていない書類が登録出願に含まれている場合は、当該書類の名称並びにページ及び原本の数を当該一覧に追記しなければならない。

### 3.12. 署名

3.12.1. 意匠登録を求める願書には、出願人又は委任を受けた特許代理人が署名しなければならない。出願人が複数の場合は、すべての出願人又は特許代理人が願書に署名するものとする。

3.12.2. 署名が読めない場合は、当該署名を解読したものを付加しなければならない。出願人が法人である場合は、権限を有する役員の肩書きを含める。

3.12.3. 願書に署名する際は、署名の場所及び日を表示する。

3.12.4. 追加の用紙への署名は、上記 3.12.2 及び 3.12.3 に規定する要件に従ったものでなければならない。

## 規則 4 表示

4.1. 登録出願には、意匠に関して明確かつ完全に表現する表示(写真、図面)を含めなければならない。

4.2. 意匠の表示には、当該意匠の斜視図及び当該意匠に関して明確かつ完全に表現するために必要なその他の図を含めなければならない。

4.3. 類似意匠の表示には、当該類似意匠の斜視図及び当該類似意匠に関して明確かつ完全に表現するために必要なその他の図を含めなければならない。

4.4. 組の意匠の表示には、当該組の意匠の斜視図及び当該組の意匠に関して明確かつ完全に一体として表現するために必要なその他の図を含めなければならない。

4.5. 色彩を用いた意匠の登録を出願する場合は、表示には色彩を用いる。

## 規則 5 国の手数料

5.1. 国の手数料は、登録出願を行う際に納付する。

5.2. 意匠の名称及び、出願人が承知している場合には登録出願の受領番号を、国の手数料の納付を証明する書類(納付命令、領収証等)に表示するものとする。

5.3. 登録出願に 2 を超える類似意匠が含まれている場合は、3 番目以降の類似意匠について、登録出願を行う際にそれぞれ追加の国の手数料を納付しなければならない。

5.4. 国の手数料の納付を証明する書類は、通常、各登録出願について別個に提出するものとする。複数の登録出願について一時に納付される国の手数料が一時に納付された場合は、意匠の名称又は登録出願の受領番号及び納付された国の手数料の額を、各登録出願に係る国の手数料の納付を証明する書類に表示しなければならない。

5.5. 国の手数料は、国の手数料の納付を証明する書類を特許庁が受領したときに、納付されたものとみなす。

## 規則 6 委任状

- 6.1. 委任状は、登録出願を行うため又は意匠の登録若しくは効力の継続に関する手続の全部若しくは一部を行うために、1 名の特許代理人若しくは複数の特許代理人又は出願人が共通の代表者を有するときは当該共通の代表者に対して発される。
- 6.2. 委任状が複数の特許代理人に発される場合は、委任状に別段の定めがない限り、当該特許代理人のそれぞれが出願人を個別に代理することができる。
- 6.3. 委任状には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 1) 代理される者が自然人である場合は、その者の姓名及び居所の宛先、又は代理される者が法人である場合は、その者の名称及び所在地の宛先
  - 2) 特許代理人の場合は、特許代理人の名及び姓
  - 3) 自然人である共通の代表者の場合は、当該代表者の名及び姓、又は法人である共通の代表者の場合は、当該代表者の名称
  - 4) 委任の範囲
  - 5) 一定期間について委任が行われる場合は、委任の有効期間
  - 6) 代理される者の署名
  - 7) 委任状が発された場所及び日
- 6.4. 委任状は、出願人により署名されなければならない。出願人が複数の場合は、そのすべてが委任状に署名しなければならない。委任状は、上記 3.12.2 に基づいて署名されなければならない。
- 6.5. 委任状は、公証又は認証を必要としない。
- 6.6. 委任の有効期間が委任状に表示されていない場合は、不定の期間について委任が行われているものとみなす。
- 6.7. 最初の委任状において委任を行う権限が与えられている場合は、当該委任を行う権限に基づいて委任状を発することができる。最初の委任状により与えられている委任の範囲を超えて委任を行ってはならない。委任の有効期間は、最初の委任状の有効期間を超えてはならない。委任を行う権限に基づいて発される委任状には、最初の委任状の署名の場所及び時、最初の委任状を受けた者の名及び姓並びに委任を受けた特許代理人の名及び姓を表示するものとする。
- 6.8. 居所又は所在地がエストニア共和国外にある出願人が特許代理人の役務を利用することなく登録出願を行う場合は、当該出願人は、登録出願の処理に関する手続を行うことを特許代理人に委任しなければならない。法に規定する期間内に委任状を提出するものとする。
- 6.9. 意匠登録を求める願書であって法第 26 条(2)2)又は第 26 条(2)3)により求められる情報がデータ欄 3 に記載されかつ出願人により署名されたものは、特許庁により、委任を証明しかつ委任状を代替する書類として認められるものとする。この場合、登録出願の処理及び意匠登録の効力の継続に関するすべての手続の履行は、特許代理人の委任の範囲内であるとみなされ、かつ、願書にされた署名の場所及び時は、委任状が発された場所及び時であるとみなされる。
- 6.10. 登録出願が代理人を介して行われ、かつ、意匠登録に係る願書が当該代理人により署名されている場合は、法に規定する期間内に委任状を提出しなければならない。
- 6.11. 同一の手続の履行のために異なる者に複数の委任状が発されている場合は、特許庁は、最近の委任状に表示されている者と連絡を取るものとする。

## 規則 7 優先権の主張を証明する書類

7.1. 産業財産の保護に関するパリ条約に基づいて優先権の主張を提起するときは、最初の登録出願を受領した行政官庁からの当該登録の出願日を証明する書類及び最初の登録出願を受領した行政官庁が真正性を認証した最初の登録出願の写しを登録出願の書類に含めなければならない。

7.2. 1の意匠の登録について複数の先の出願に基づく優先権が主張されている場合は、かかる出願のすべてに関して、優先権を証明する書類を含めなければならない。

## 規則 8 言語要件

8.1. 登録出願書類及びその翻訳文の言語は、エストニア著作基準に従ったものでなければならない。

8.2. 翻訳文は、もとの書類に相応するものでなければならない。

8.3. 特許庁は、登録出願の提出及び手続の際、翻訳文を真正の登録出願書類であるとみなす。

8.4. 出願人又はその代理人が特許庁に提出した優先権の主張を証明する書類がエストニア語によるものでなかった場合は、特許庁は、出願手続の過程において、当該書類の翻訳文を要求することができる。

## 規則 9 登録出願書類の記入に係る要件

### 9.1. 表示の記入に係る要件

9.1.1. 表示は、平らな無色の地に提示する。

9.1.2. 表示は、質がよく、輪郭が明瞭で、かつ、縮小又は拡大を行うのに適していなければならない。

9.1.3. 図面は、A4版(210×297mm)の丈夫で白いなめらかな紙に、製図用具を用いて濃い黒線で作成されなければならない。用紙には、最低限次に掲げる余白を設けるものとする。

上方余白 - 25mm

左方余白 - 25mm

右方余白 - 15mm

下方余白 - 10mm

9.1.4. 図面は、表題、説明文又は縮尺を付さずに提示するものとする。

9.1.5. 2枚以上の用紙にある複数の図が1の図面の部分である場合は、当該複数の図は、用紙を合わせるにより図面全体を構成することができるように配置しなければならない。

9.1.6. 図面は、縦長の用紙に配置して、用紙を最大限に用いることが望ましい。図面を縦長の用紙に配置することができない場合は、(縦長書式の場合におけるように)上部が用紙の左方になるように配置するものとする。

9.1.7. 図面の1枚の用紙に複数の図を配置することはできるが、各図は、明確に別個になっていなければならない。すべての図にアラビア数字で番号を付すものとする。たとえば、図1(常に斜視図)、図2、図3等のようにする。意匠の説明のために1の図のみを用いる場合は、当該図には番号を付さなくてよい。

9.1.8. 図面の各ページには、アラビア数字で番号を付すものとする。当該数字は、上方余白の下のページ中央に付し、かつ、3.2mm以上の寸法でなければならない。各ページの番号は、

斜線で分離された 2 つのアラビア数字から構成され、最初の数字はページの番号を示し、2 番目の数字は表示のページの総数を示すものとする(たとえば、1/3 の場合、1 は図面のページの連続番号を示し、3 は図面のページの総数を示す。)

9.1.9. 図面は、折ったり、巻いたり、他の書類に添付したりしてはならない。

9.1.10. 写真は、質がよく、輪郭が明瞭なものでなければならない。写真には、保護の対象となる意匠のみを表示することができ、他の物が含まれていてはならない。スライド又は陰画を提出してはならない。

9.1.11. 写真の大きさは、A4 版(210×297mm)以下でなければならない。

9.1.12. 図の番号、意匠の名称並びに出願人の名及び姓又は名称を写真の裏に表示するものとする。

9.1.13. 二次元の繊維品(織物、テーブル掛け、ナプキン、タオル、寝具、スカーフ、ショール等)の意匠は、提出された意匠を明確かつ正確に表現するために、たとえば織物の織り方又は模様のような二次元の表示として表現するものとする。材料の模様が繰り返されている場合は、模様が繰り返されている部分全体を表示として表現する。

9.1.14. 組の意匠の場合は、写真又は図面のそれぞれに組全体を表現しなければならない。

9.1.15. 類似意匠の保護の場合は、類似意匠のそれぞれについて、別個の写真又は図面の組を提出するものとする。

9.1.16. 関係があるが表示では十分に明確に表現されない部分は、別個に拡大して示すことが望ましい。

## 9.2. 文章による書類の記入に係る一般要件(意匠の明細書が提出される場合)

9.2.1. 登録出願に係る文章による書類は、A4 版(210×297mm)の丈夫で白い紙に記入して提出するものとする。

9.2.2. 各用紙は、縦長にして、かつ、片面だけ用いるものとする。

9.2.3. 文章による書類のページには次に掲げる余白を設ける。

上方余白 - 20-40mm

左方余白 - 25-40mm

右方余白 - 20-30mm

下方余白 - 20-30mm

9.2.4. 文章による書類のページには、アラビア数字の番号を付す。ページの番号は、上方余白の下のページ中央に付す。ページの番号は、最初のページには付さない。

9.2.5. 書類の本文は、タイプ打ちにする。

9.2.6. 書類は、消えない黒のパーマネント・インクにより、かつ、最新の複写装置を用いて当該書類の必要部数を複写することができるようなコントラストを付けてタイプ打ちにしなければならない。

9.2.7. 本文は、1.5 行以上のスペースを取り、かつ、大文字の高さが 2.1mm 以上あるフォントを用いてタイプ打ちにする。

## 9.3. 用語及び記号

9.3.1. 意匠の明細書においては、科学及び技術の文献において通常用いられている用語、記号、略語及び寸法の単位を用いるものとする。

9.3.2. 専門的刊行物において一般的でない用語又は記号を用いる場合は、当該用語又は記号が意匠の明細書において最初に用いられるときにその意味を説明しなければならない。

9.3.3. すべての通常の記号について、説明を付すものとする。

9.3.4. 意匠の説明書においては、一貫性をもって用語を用いなければならない。

#### **9.4. 許容されない表現**

9.4.1. 登録出願書類の本文には、良俗に反する表現又は他の者及びその意匠を貶める表現を用いてはならない。

9.4.2. 意匠の明細書その他の登録出願書類において、意匠又は出願人を広告する文章又は図を用いてはならない。

## 第2部 意匠登録出願

### 規則 10 登録出願

登録出願は、特許庁の受領部署に対し、出願人又は出願人の代理人が、直接に又は郵便により、これを行う。テレファックス又は電子的手段による登録出願は、受理しないものとする。

### 規則 11 国の手数料の納付を証明する書類の提出

11.1. 国の手数料の納付を証明する書類は、登録出願の出願日に又は登録出願の出願日から1月以内に提出しなければならない。

11.2. 国の手数料の納付を証明する書類が期限内に特許庁に提出されない場合は、特許庁は、当該登録出願の手続を拒絶するものとする。

### 規則 12 委任状の提出

12.1. 委任状は、登録出願の出願日に又は登録出願の出願日から2月以内に提出しなければならない。

12.2. 委任状が期限内に特許庁に提出されない場合は、特許庁は、当該登録出願の手続を拒絶するものとする。

### 規則 13 優先権の主張を証明する書類の提出

13.1. 優先権の主張は、登録出願の出願日に提出しなければならない。

13.2. 優先権の主張を証明する書類は、登録出願の出願日に又は優先日から9月以内に提出しなければならない。

13.3. 登録出願において優先権が主張されているが出願人が優先権の主張を証明する書類を登録出願とともに若しくは優先日から9月以内に提出しない場合又は提出された書類が法第11条(2)から(4)まで若しくは第23条に規定する要件を満たすものでない場合は、特許庁は、当該優先権の主張を受け入れることを拒絶するものとする。

### 規則 14 不備がある登録出願

出願人が行った出願に不備がある場合は、特許庁は、そのことについて書面により出願人に通知し、かつ、法第31条(5)及び(6)に規定する手続に基づいて不備を除去し又は釈明を行うための期間を設定するものとする。